

「authoritative support」の和訳問題の解明と FASBの新会計基準形成における意義

Problem Solving of Japanese Translation of “authoritative support”
and its Significance in New Accounting Standards Formation of FASB

竹 森 一 正*

Kazumasa TAKEMORI

目次

1. 研究の目的と動機—GAAP翻訳への違和感
 - (1) わが国における米語和訳の違和感
 - (2) 旧社会の生育環境と影響
 - (3) 一体概念としてのGAAP/SASの誤訳とデフォルメ
 - (4) 米国社会の基礎としての慣習法
2. authoritativeを「論拠の」とする理由
 - (1) GAAP解釈におけるauthoritativeの検討
 - (2) 生育環境が研究環境に優る事情
 - (3) わが国における英語学習と米国社会の理解に関する課題
3. 『コーラー会計学辞典』におけるauthoritativeとauthority
 - (1) 『コーラー会計学辞典』におけるsubstantial authoritative support
 - (2) 『コーラー会計学辞典』におけるauthority
4. 『ウェブスター辞典』におけるauthoritativeとauthority
 - (1) 『ウェブスター辞典』におけるsubstantial authoritative support
 - (2) 『広辞苑』における「権威」
 - (3) 米国のpublic opinionの集約におけるauthoritative supportの機能
5. 『オックスフォード辞典』におけるauthoritativeとauthority
 - (1) 『オックスフォード辞典』におけるauthority
 - (2) 『オックスフォード辞典』におけるauthoritative
 - (3) 『ウェブスター辞典』および『オックスフォード辞典』両辞典からの結論
6. 『和英語林集成』および『袖珍英和辞典』におけるauthorityとgenerally
 - (1) 『和英語林集成』における英和訳としての「authoritative=権威の」
 - (2) 『和英語林集成』初版に見るauthorityとgenerally

* 中部大学名誉教授—会計学

Professor Emeritus of Chubu University — Accounting

- (3) 『和英語林集成』再版に見るauthorityとgenerally
- (4) 『語林』のアルファベット順並べ替えによる『袖珍英和辞典』
- (5) 輸入新語と社会制度進展の不一致による理解不足

7. FASBにおける公衆意見集約

- (1) FASBの新基準における公衆意見の集約
- (2) 2016年度のFASBの事前公衆意見集約
- (3) FASBの新会計基準形成における議長機能とauthoritative support

8. 結論

- (1) 斎藤他による『袖英和』編纂における『ウェブスター辞典』の失念
- (2) ARS7における会計原則形成過程の誤解と米国慣習法の認識不足
- (3) 米国社会ルールとしてのauthoritativeの誤認とわが国鎖国文化
- (4) FASBの会計基準形成の改革におけるauthoritative supportの機能

注タイトル一覧

- 1 FASB概念ステートメント第8号に見る誤訳
- 2 在米日本人留学生と周辺米国人との関係についての疑問
- 3 歴史研究における客観性維持と引用基準
- 4 『ウェブスター辞典』1871年版に見るauthorityとauthoritative
- 5 戦前および戦時中における英米文化禁止
- 6 authoritative－癒しの花園から攘夷の防壁へ
- 7 『語林』に見るHepburnのわが国文化への貢献
- 8 シェークスピア演劇にみる「権威」
- 9 Hepburn英語塾の会話における「権威」
- 10 Hepburnのわが国政情の把握
- 11 Hepburnの辞書刊行の成功
- 12 Hepburnの年代記に見る『ウェブスター辞典』との関連
- 13 Hepburnと米国辞書業者や関係者との関連
- 14 『コンサイス英和辞典』の記載
- 15 Hepburnによる『語林』改定版への期待
- 16 近隣アジア諸国におけるGENERALとAUTHORITYの類似訳
- 17 public opinion を「公衆意見」とする理由
- 18 FASBのインターネット放送（webcast）
- 19 Hepburnの和英辞典編纂におけるサンプリング
- 20 その他FASBにおけるauthoritative support解明のための追加情報

機関・資料名準拠元

参考文献

1. 研究の目的と動機－GAAP翻訳への違和感

(1) わが国における米語和訳の違和感

筆者が当研究に取り組んだ動機は、わが国では米国英語（以下、米語）をありえない訳によって使用していることに起因する。例えば、generallyを「一般に」、authoritativeを「権威の」、fairを「公正の」とする等はわが国において当然であるが、これらを『ウェブスター辞典』*で参照するとわが国で常識化している意味と異なる（※初版を含めてNoah Websterと後継者が関与した辞典の総称として用いている）。筆者のGAAP/SASに関する財務会計の根本問題の研究〔竹森, 2018a〕はこの食い違いを検討したものである。

これらは専門用語として用いられているために本来意図されているのと異なった理解を誘導する事態となる。たとえば、前掲の3語は50年来、当然とされてきた代表例であるが、近年の財務会計基準審議会（FASB）の一部資料には、同様のミスをおぼせる訳¹が普及している。これと同じ訳は国際会計基準（IFRS）にも見られるが、異議を唱えられたり、再検討の提案があったことは見聞していない。この状態を放置すれば、わが国はPIR*を行わないまま放置するという国際的不審感を抱かれかねない（※Post-Implementation Review, 導入後レビュー, 筆者注）。

(2) 旧社会の生育環境と影響

これらの誤訳は、かつての会計学研究の中核であった先生方が、幼少期から少年期に太平洋戦争に関連する時期となり、異常な価値観²の社会環境に影響されたためと考えられる。英語教育を始めとする国際感覚は強制的に空白化されたため、英語に対する基本姿勢が未熟のまま育成された。そのため、誤訳のままで通用しているものに無関心となった。

わが国においては、「企業会計原則」は米国におけるgenerally accepted accounting principlesすなわちGAAPと同じであるという見解が継承されている〔桜井, 2016, p.48-49〕が、これを検証する試みは見当たらない。確かに、わが国においては「アメリカの会計原則を参考に」して制定されているとの解説がかなり普及しており、会計学初学者が冒頭に紹介される概念でもある〔飯野, 1993, p.3〕³。従って、会計原則は、日米では同じ考えの下に、同じ特質を持った主体によって形成されているという考えが数世代にわたって積み重ねられている。しかし、日米同一の前提は思い込みであり、わが国の財務会計は、不正確な情報により構築されていると言える。

太平洋戦争後(以下、戦後)に英語解禁となっても、英和辞書の記載内容*に問題があったことも災いし、『ウェブスター辞典』参照という根本情報は欠けたままになっている（※この詳細は6.(1)～(5)を参照）。

(3) 一体概念としてのGAAP/SASの誤訳とデフォルメ

GAAPの起源は、1933年就任のFranklin Roosevelt 大統領とJoseph Kennedy 証券取引員会（SEC）長官に遡る。GAAPは、1938年の米国証券取引委員会（SEC）「会計連続通牒」第4号によってsubstantial authoritative supportと共に公表され[USSEC, 1938, p.5]、またアメリカ公認会計士協会（AICPA）1964年特別委員会報告（Werntz委員長）においても“Generally accepted accounting principles” are those principles which have substantial authoritative support*として再び世に問われた[AICPA, 1964, p.18]（※以下GAAP/SAS）が、わが国ではこの一体概念としてのGAAP/SASに留意しなかった。

わが国においてGAAP/SASが広く知られたのは、1965年に公表されたAICPA「会計研究叢書」第7号（以下ARS7）であろう。ARS7は、1965年開催の日本会計研究学会第24回大会において発足した日本会計研究学会スタディ・グループ（早稲田大学グループ）「AICPAアカウンティング・リサーチ・スタディ第七号に関する研究」において研究された。この成果は、1968年に黒澤清監訳『会計原則研究』として刊行された。このスタディ・グループはGAAP/SASを「実質的な権威の支持によって」「一般に認められた会計原則」と紹介し、わが国の財務会計の基本概念となった。

authoritativeを「権威の」とすると、ARS7は、米国の慣習法ルールを前提として構成されているから、全体として矛盾する内容となる。（この部分を「論拠の」とするとARS7における整合性が成り立つ。筆者注、この詳細は3.(1)～5.(3)を参照）

ARS7は、冒頭に「当書を読むに当たっては米国の建国以来の政治と経済の歴史を知らねばならない」という理解の前提を示していた[Grady, 1965, p.5]。これは、米国史を知ることによって、SASが何を意味するかを知り、会計原則が成立する過程についての認識を述べるものであった。また、public opinionを社会基盤としてgenerally acceptedが導かれるという意識があれば、Gradyの意図どおりに理解できたはずであった。わが国においては、authoritativeを「権威の」と訳すことによって、今日あるようなGAAP形成論がデフォルメで展開されることとなった。

(4) 米国社会の基礎としての慣習法

ARS7はGAAPとSASを一体として定義したが、1970年公表のAICPA会計原則審議会ステートメント第4号（Allen委員長、以下APB4）ではSASへの言及を省いてGAAPについて論じた。これは、Allen委員長が実務家としての感覚から、慣習法もSASも当然のこととして特に記載する必要を感じなかったのであろう。SASの記載のあるなしの違いはあっても、ARS7とAPB4においてGAAPの内容に違いはない。

わが国では、1960年代後半にGAAPに関する検討が行われたが、慣習法の下での社会ルールを考慮することがなかったため、SASを考えないGAAPの検討が行われた。当時のわが国は、制度としての民主主義が整備されたが、社会基盤としての民主

主義は始まったばかりであり、旧社会に育った世代は心が旧社会そのままであった関係からか、会計原則は「権威」の支持によって形成されるという論理に矛盾を感じなかったようである。

この当時、大半の人々は、米国社会の情報が不足し、在米生活経験もなかったから、謙遜さが必要であったが、事態は逆であった。むしろ、日本人だけで翻訳してもARS7を理解できるという思い込みがあったようである。無知が自信過剰へと変質することは、かつての時代にはびこった根拠のない楽観主義を思いおこさせる。米国においては、建国以来200年余の歴史（同上スタディ・グループが翻訳作業を行っていた当時からのカウント）を基礎としてSASの下にGAAPを形成しているという基本認識が必要であった。

2. authoritative を「論拠の」とする理由

(1) GAAP解釈におけるauthoritativeの検討

わが国においては、同上スタディ・グループの先生に、旧社会の感覚を持っているという意識がなかったようであり（若杉明はわずかにこの時期から外れる年齢層であったが、当時の研究室の雰囲気は恩師に意見具申できる環境ではなかったようである）、GAAP/SASが誤訳され、デフォルメされた論理が拡散した。そのため同上スタディ・グループが最新の米資料であるARS7を研究しても、わが国の英和辞書を信賴するというミスも重なり^{*}、米国においてauthoritativeが何を示すか分からないままに翻訳を進め、Gradyの真意を理解することはなかった（※この詳細は5.(3)を参照）。

(2) 生育環境が研究環境に優る事情

中島省吾は、戦後早々に米国留学しているから当時としてかなりの程度の米国事情通として帰国したはずであるが、スタディ・グループにおいて新井清光が「権威の支持」によって会計原則が形成されると訳した文を提示しても違和感を抱くことはなかったようである（中島はこの訳と解釈について特に見解を述べていない）。中島は、米国においては会計原則形成に政府機関やその関連機関は関与しないことを述べる事ができる唯一の存在のはずだった。

中島は、在米研究から豊富な生活経験を得ていたはずであるが、旧社会の影響はそのままに持ち続けていたようである。むしろ、会計原則の形成過程に関しては新井の「権威の支持」よりも強い意味で理解していた感じもある。中島は訳書においてauthorityを「威圧」という英和辞典には通常見当たらない訳を付けて〔中島, 1953, p.254〕いる。中島は、会計原則が公権力による「威圧」という強制力によって制定されると考えていたことを示している。これは、旧社会の価値観でもめったにない、通常の行政対応を上回る強さを意味している。どのような事例から得た見解かは興味

ある所であるが、(故人であるため)確認ができない。

(3) わが国における英語学習と米国社会の理解に関する課題

中島がauthorityを誤訳していたことから「中島先生でさえ」の思いは強い。ここからわが国における英語教育の底の浅さを思い知らされる。当時の英語他の学習環境から現代にも通じるものを考えると次のようなものがある。

- ① 『ウェブスター辞典』が米国で最も使用されていることを知らなかった、
- ② 在米期間中の中島の周囲には『ウェブスター辞典』を強く勧める米国人がいなかった⁴、
- ③ 在米期間内で米国における社会ルールを親身に教える人がいなかった、
- ④ 当時のわが国で最高の英語辞書とされていたのは『オックスフォード辞典』*であるが、同辞典が現代語と古語を混載していることを知らなかった(※Oxfordを冠する辞典は多くの版があるが、総称として用いている)。
- ⑤ 誰もが「コンサイス」タイプの英和辞書を信頼していたが、江戸時代後期から明治時代に至る当初の記載内容そのままであることに疑いを持たなかった。

同スタディ・グループの歴史環境のため、米国人が採用していたGAAPの形成過程と米国社会ルールを曲解したことになる。また、アングロサクソン諸国においては、会計に「権威」が介入することを嫌がり、公権力から距離を置く努力を払っていることを知らなかった可能性がある。「会計はコモン・ローに比較される」という論理の延長として会計原則が「権威の支持によって」形成されるという翻訳は内容的に矛盾する。

3. 『コーラー会計学辞典』*における authoritative と authority

(1) 『コーラー会計学辞典』における substantial authoritative support

『コーラー会計学辞典』においてSASの部分はそのままのsubstantial authoritative supportが項目となっており、次のとおり記載されている [Cooper, 1983, p.492] (「」は原書で引用符囲み部, イタリック体は原書, ※は筆者案)。

権威者の人々 (authorityの3を参照) または権威筋による見解のステートメントまたは記述, もしくは, 特定の会計と報告の実務の元となっていてとすることができる広い範囲で行われている実務が存在すること。実務に当たっている公認会計士が「確定的な論拠に基づいて*」について主張することは, クライアントが行っている会計手続きが確定的な論拠に基づいて*いることをより所とする, 会計原則審議会の意見書または財務会計基準審議会のステートメントに背反しようとするものではないから, 繰り返されるものではなかった。

Statements or expressions of opinion by *authorities* [see *authority* (3)] or by authoritative bodies or an existence of extensively used practices which can be referenced to support particular accounting and reporting practices. Appeal to “substantial authoritative support” by practicing certified public accountant has become less frequent since they can no longer deviate from an opinion of the *Accounting Principles Board* or a statement from the *Financial Accounting Standards Board on the basis that a client's accounting procedure has substantial authoritative support*.

ここではsubstantial authoritative supportの解説を使用例によって示している。定義はない。本文節における特徴は、専門用語としてのsubstantial authoritative supportを引用符囲みで4行目に示しているのに対して最下行では日常用語として扱っていることである。ただし重要性を示すためかイタリック体表記である。米国人にとってauthoritative supportによって社会ルールを形成するのは根本原理であるから、専門用語としての使用と日常実務としての使用を共に示したことになる。

(2) 『コーラー会計学辞典』における authority

同上文中には、「authorityの3を参照せよ」との注記がある。同上辞典ではauthorityには1～4が記載されており、3は「ある特定の分野において広範な知識を持つと皆が認めている人」(A person commonly regarded as possessing an extensive knowledge in any given field) [ibid. p.49], 「権威者」と記載されている。ここでは文化的尊敬を示す意味であり、強制力を持った権力の意味はない。また複数形で示されていることからAICPAまたは学会等での該当者を指しているであろうことに注目したい。

※染谷恭次郎訳書による（同辞典の原書は1970年刊行の第4版であり、substantial authoritative supportは記載されていない。authorityの3の文章は第6版と同じ文章である）。

4. 『ウェブスター辞典』における authoritativeと authority

(1) 『ウェブスター辞典』における authority

『ウェブスター辞典』はNoah Websterが1828年に標準的な米国語の普及を目指して刊行した米国語辞典である。創刊以来、『ウェブスター辞典』は幅広い米国人の信任を受けているから、前述スタディ・グループはARS7の翻訳に当って、米国人が米国の公認会計士のために公表したという事情を尊重して、まず『ウェブスター辞典』を参照するべきであった。また、著者のガイダンスを事前に受けることなく、日本人

だけで翻訳に掛かったことは問題である。

『ウェブスター辞典』においては、authoritativeはauthorityの形容詞とされているから、authorityの意味の中でGAAP形成に関係するものとして「引用」(citation)や「根拠」(source)がある〔Webster, 2003, p.83〕から、本来はここから訳語を求めることが望まれた。筆者はこの2つをまとめて「論拠」としている。米国において服従を強制する「権威」は制度としてなく、国民的感性としてもありえないので記載はない⁵。

(2) 『広辞苑』における「権威」

わが国における「権威」と現代米語におけるauthorityが対応しないことが当研究の発端である。日米両国のそれぞれの意味を認識する。『広辞苑』では、「権威」は次のように示されている〔広辞苑, 2008, p.893〕。

他人を統制し服従させる威力。人に承認と服従の義務を要求する精神的・道徳的・社会的威力。

同スタディ・グループがARS7の翻訳において米国における会計原則は「権威の支持」によって形成されると紹介したことは、米国においても「権威」によって会計原則が形成されているという認識を広めたことになる。しかし、米国会計界において「権威」は否定されており、政府（この場合SEC）が会計原則の形成に不介入であり、FASBも政府関与を受け入れていないから、同スタディ・グループはGradyの見解をデフォルメし、虚構の会計原則形成を伝えていた。

(3) 米国のpublic opinionの集約におけるauthoritative supportの機能

Gradyは、会計実務上で問題が発見された場合には、publicに意見を交換し、それを集約することによって確定的な論拠を作り上げ（authoritative supportの機能を発揮する*）、GAAPが形成されるものとした。この過程を「権威の」とすることは、米国において行われている慣習を否定したことになり、著作権に係わる問題を引き起こしている。（※この部分は7.(5)で詳細に検討する）

5. 『オックスフォード辞典』におけるauthoritativeとauthority

(1) 『オックスフォード辞典』におけるauthority

『オックスフォード辞典』では、authorityの記載は、最初に「命令を下し、決定を行ない、かつ服従を行わせる権力または権限」(power or right to give orders, make decisions, and enforce obedience)が示されている〔Oxford, 2010, p.107〕。この文章を意識すれば「権威」とする解釈に至りそうではあるが、英国事情を考えればわが国でいう「権威」はありえない。英国は1649年の清教徒革命および1688年の名誉革命以来、3世紀半を経過して今日の議会制民主主義へ移行してきた。

authorityを「権威」とするのは1648年以前の絶対王政下での用法であるから、「権威」を使うことは消滅した行政スタイルを前提とすることになる。古典文学や同演劇の台詞が古語である「権威」で書かれていても、想定する時代背景から現代には使えないことを認識すべきである。ARS7を「権威」を使って翻訳することは不適切である。

(2) 『オックスフォード辞典』におけるauthoritative

同辞典にはauthoritativeが次のように記載されている〔ibid, p.107〕。

1 正確または真実であると解釈することができる, 2a 自己信念による命令の, 2b 尊敬されて従って来る感じの

(1 able to be translated as being accurate or true ; 2a commanding and self-confident, 2b likely to be respected and obeyed)

いずれも「権威の」ではない。現代英国語のauthorityに「権威」の意味はない。1965年に米国で刊行された出版物は現代米語によって翻訳しないと意味を成さない。

(3) 『ウェブスター辞典』および『オックスフォード辞典』両辞典からの結論

英国においては1649年に清教徒革命によってGeorge I世を斬首刑にした後は、「権威」を背景にした絶対王政は消滅し、『オックスフォード辞典』におけるauthorityの「権威」は古語の扱いとなった。シェークスピア演劇⁶に「権威」としてauthorityがあるのは当時の王室でこういう会話であったろうとShakespeareが想像して執筆したことに由来する。史実のドキュメンタリーではない。わが国が幕藩体制という絶対王政から憲法を抱く近代国家になっても、坪内等のシェークスピア学者の心中は、江戸時代的意識が残っていたためか、英国王室等の会話に出てくるauthorityを「権威」と翻訳し、あわせて辞書改編に際して現代語として扱うことに違和感がなかったのであろう。古語によって執筆されているシェークスピア演劇の台詞に誰も疑問を出さなかったことになる。

6. 『和英語林集成』および『袖珍英和辞典』におけるauthorityとgenerally

(1) 『和英語林集成』における英和訳としての「authoritative＝権威の」

わが国の三省堂版または研究社版の英和辞典では、authorityに「権威」、authoritativeに「権威の」、generallyに「一般に」と、定番のように各社が同じ訳を記載している。筆者は『ウェブスター辞典』準拠としているので「authoritative＝論拠の」と考えているが、なぜ、わが国では米国で通用しない「authoritative＝権威の」という英和訳が通用しているかの理由は、不明であった。ちなみに、戦後、アジア地域において独立した旧英領諸国とフィリピンでは英文資料を直に使うことからGAAPもSASも翻訳問題は起きない。わが国が海外文化を翻訳という過程を通

して知る国だからこそ起きていることが検証の手がかりとなる。

「authoritative＝権威の」となっていることを調査する第1歩として、わが国初の外国語辞典であるJames C. Hepburn編纂の『和英語林集成』（1867（慶応3）年刊、以下、『語林』）に始まる英和辞典史を検証する。同辞典では「authority＝権威」と記載されており、現在の英和訳と同じである。わが国の前述両社およびその他英和辞書各社は『語林』の記載を、150年間使っていたことになる。この英和訳は、わが国全体に深く根付いていることが分かる。

同辞典は米国人宣教師Hepburnが約8年間にわたって周囲のあらゆる日本人に日本語の意味を尋ねて編纂したわが国初の和英辞書である。Hepburnの辞書作成の主目的はキリスト教宣教師としての伝道のためであるが、他に「後続の宣教師をはじめとして日本に滞在する外国人が、すみやかに、そして合理的に日本語を取得するための手引きとして編纂」〔木村＝鈴木、2013、p.5〕という用途も意図されていた。

鎖国下にあった当時のわが国において和英・英和辞典が実現したことは、膨大なニーズが放置されたままであった部分に光明を点じた歴史的な大事件であった。Hepburnが和英・英和辞典を編纂し、1,200部の印刷を完成できたのは、米国人諸派宣教師、米国海軍および米海運業者が築いてきた太平洋および中国におけるネットワークならびに英国公使館の恩恵もある⁷。

(2) 『和英語林集成』初版に見る authority と generally

『語林』初版（1867年、慶応3年刊）ではPART ONE（和英部）の見出し語20,772件には「KEN-I」も「IPPAN」もないが、PART TWO（英和部）10,030件中に以下の記載がある（句読点等およびフォントスタイルは原書、ヘボン式ローマ字による日本語表記は筆者邦語化、以下同）。PART TWOは附録にかかわらず詳細であり、初版刊行当初から和英・英和辞典が予定されていたことが伺える。筆者の研究上、関連する3語を次に示す〔Hepburn, 1867〕。

AUTHORITY	権威*：勢い；威勢；威光（※原書はken，筆者修正） [p.7]
GENERAL	大将，將軍 [p.40]
GENERALLY	大抵；大方；総体；概ね；大概；大略；全体；元来 [同上]

これがわが国においてAUTHORITYを「権威」と訳した最初の例である（PART TWOで掲載）。

Hepburnが「権威」という日本語を聞いて、これまで聞いていた語彙と別の種類であったことから、困難な和英作業となったことが伺える。当時の西欧社会ではpublic opinionやgeneral publicが社会体制の基盤として尊重するものとなっており、特に米国においては「権威」によって国民が動かされることがないため、幕藩体

制に使われている「権威」に対応する英語の調査範囲を英国古語まで広げて探した結果、authorityとしたのであろう⁸。generallyも同様であり、国王が国民全体を見下す感覚での「一般的に」に対応するgenerallyを英国古語から取り出したことになる。

Hepburnが米国民であり、民主主義の感覚を持っているからこそ、当時のわが国の政治社会制度の状態が英国における絶対王政時代に相当すると判断⁹したこと等、わが国の状態を分析していたことも幸いしている。生麦事件についても十分な情報があったようであり、医師として治療に当たった経験も含めて「野蛮な」国¹⁰との印象を持っていたようである。

他にACCOUNTANT, BOOK-KEEPER, JOURNAL, LEDGER, DEBT, DEPRECIATE, CAPITAL, CASH等も収録されているが、今日、会計用語として使われている意味はない。本辞書刊行は、出版事業としても成功したようであり、1871年6月16日付長老派本部宛書簡で「すばらしい成果¹¹」と述べている〔高谷, 1959, p.226〕。

(3) 『和英語林集成』再版に見るauthorityとgenerally

1872(明治4)年に『語林』と同名の英和・和英辞書が刊行された。本版では和英部に「IPPAN」は「(名詞), 一般, Whole, universal, general, *ippan* the whole world, *Fuka ippan* the whole city」〔Hepburn, 1872, p.232〕と示されている。また、「KEN-I」は「(名詞), 権威*, Power, authority, dignity. *ken-i no ikioi*, force of authority」〔同上〕と示されており、初めて漢字によって「権威」が示された(※字体は原著)。英和部に、筆者の研究に関連するAUTHORITY, GENERALおよびGENERALLYが次のように示されている〔Hepburn, 同上書〕。

AUTHORITY (名詞)・・・権威, 憲兵, 政治, 政府, 官人, 憲兵隊 [p.14]

GENERAL (名詞)・・・大将, *General in chief* 將軍, 総大将,

In general 大方, 大概, 概ね [p.75]

GENERAL (形容詞)・・・大抵の, 大方の, 大概の, 大略, 元来, 大よそ

〔同上〕

GENERALLY (副詞)・・・大抵, 大方, 概ね, 大概, 大略, 大よそ [同上]

ここでは、AUTHORITYの英和訳に「憲兵」、「官人」、「憲兵隊」が加えられていることが特徴である。AUTHORITYが「権威」であるから、その具体的実態としての国民統治のための国家公務員、また、軍隊内の司法機関である憲兵も含まれるという論理である。この米国事情から大きく外れた英和訳についてのHepburnの関与は不明である。

Hepburnは聖書の部分訳を刊行した以外は本格的な出版事業は未経験であり、また出版業者にアドバイスを求めた形跡はない。また、『ウェブスター辞典』の初版(*An American Dictionary of the English Language*)が1828年刊行であることを

勘案すれば、Hepburnの経歴¹²から『ウェブスター辞典』が標準米語辞典として評価されるようになったのは、Hepburnの来日後であり、国際間の情報流通事情から対応や参照をしていないことに不自然さはない¹³。

(4) 『語林』のアルファベット順並べ替えによる『袖珍英和辞典』

1881（明治13）年、斎藤重治他は、同上PART TWOの英和索引に沿って『語林』をアルファベット順に並べ替え、多少の項目を追加した英和辞書『袖珍英和辞典』（以下、『袖英和』）を刊行した。内容は大半が『語林』と同じである。筆者の研究テーマに関連するものを次に示す〔斎藤他, 1881〕。

authority	権勢, 信用, 免許, 支配人	[p.40]
fair	市場, 取引, 正直, 和やかナ	[p.174]
general	一般ノ, 通常ノ	[p.231]
generally	一般ニ	[同上]
independence	独立, 闘従ノ	[p.291]

斎藤他はこの版でauthorityの訳を「権威」から「権勢」と変えている。また、generallyをgeneralの副詞形の意味として「一般に」としている。

その後、多くの修正および追加を経て今日の英和・和英辞典となっているが、authorityが「権威」と『語林』の初版記載がそのまま『袖英和』に引き継がれ¹⁴、またgenerallyが「一般に」とされた。Hepburnの帰国後、修正改版することは前提¹⁵であったにもかかわらず、実現には至らなかったことになる。

(5) 輸入新語と社会制度進展の不一致による理解不足

望月は「自由・独立・奉仕」等について「一応、日本語の語彙として存在してはいても、その示す概念が違っている」場合が多々あると述べ、翻訳を経由して紹介された外国文化を理解することの困難さを示している〔望月, 1987, p.76〕。この指摘はわが国においては『語林』の限界とその後の改訂の不十分さと関係している。当時の英和ではauthorityは「権威」（ken-i）とされ〔斎藤他同上書, p.40〕、またindependenceを「独立」（doku-riu）と訳すこともここに現れ、現在もわが国において通用している。Hepburnが「独立」を和英訳する作業において米国のIndependence Dayから直ちにindependenceとしたことは想像できるが、英和とした場合、多様な意味の中の一つでしかないことに配慮を欠いた。

斎藤他は、independenceの意味が多いことを知らなかったか軽視して、「独立」の意味のみを掲載したため、わが国においては今日もindependenceが「独立」であると信じられている。監査においては、1939年にWerntzがSEC主任会計官としてindependent auditorを啓蒙した際に述べていた意義と異なる「独立」した「公認会計士」や「独立監査」がわが国において何の疑問もなく使われている。

全面改訂は、戦後、新憲法下で議会制民主主義による国家として再スタートした時

に行うことができた。この機会に『ウェブスター辞典』により最新米国情報を参照してauthorityの意味を訂正できたはずであった（generallyとindependenceも同様）¹⁶。『袖英和』はHepburnのわが国滞在23年目の刊行であったが、この時点でネイティブ並の英語力を備えて点検できる日本人は育っていなかったことが災いした。この種の人材は今日でもほとんど見当たらないから、わが国英語教育のあり方も課題かもしれない。

筆者がネイティブによるPIRを強調するのは、ARS7におけるauthoritative supportの英和訳はわが国では問題であっても、米国人にとっては会計の知識の有無に関係なく、また『ウェブスター辞典』を持ち出すまでもなく、問題自体がありえないからである。

7. FASBにおける公衆意見¹⁷集約

(1) FASBの新基準における公衆意見の集約

FASBが新基準の公表に至る過程において採用している公衆意見の集約方法を検討することによって、Gradyが記述したauthoritative supportの意図を検証する。

従来、FASBは、次の過程を経て新基準を公表すると紹介されていた〔Kieso, 2001, p.10.〕。

- ① 審議会の議題として認識し討議する、
- ② 本議題に関して研究と分析を行ない賛否両論の立場からの討議研究資料（Discussion Paper）を発表する、
- ③ 新基準に関する公聴会（public hearing）を開催する、
- ④ 審議会は公聴会の結果に基づいて調査と評価を行ない、公開草案を公表してステークホルダーからの公衆意見を求める、
- ⑤ 審議会はコメントレーター等の公衆意見を評価し、公開草案を修正する、
- ⑥ 新基準を決定し、公表する。

FASBが新基準を公表する過程においてステークホルダーからもたらされる公衆意見（public opinion）を尊重する姿勢となっていることが特徴である。①の審議会における討議は諮問機関である緊急問題専門委員会（EITF）の結論から導かれて行われる、②公開草案の前段階に、新基準についての審議会の発議を討議研究資料によって詳細に述べ、③このテーマについて公聴会を開催して、新基準についての詳細な解説を行ない、④当日の現場の参加者の意見および後日のメールによる意見を公衆意見として求める、⑤審議会はこれらに基づいて討議研究資料から公開草案へと進め、公開草案はインターネット上で公開され、公衆意見を求める、⑥そこで得られた意見は専任の担当者による分析と評価を経て、公開草案を修正し、更に審議会での検討を経

て新基準の公表となる。

上記の段階において、特に③と④における公衆意見への配慮が注目される。これらの過程にはどのような意味でも「権威」は入っていない。これらの過程ではステークホルダーの公衆意見を尊重し、常に審議会とフィードバックを行っていることが注目される。なお、ここで集められる公衆意見は、世界中から寄せられている。

(2) 2016年度のFASBの事前公衆意見集約

FASBが最近、実施した事前公衆意見集約の方法は、次のように多様に行われた。

ア.「貸倒れ」に関する開催

A. 大規模の集会 なし

B. 小規模の集会

- ① 85の作業部会を開催し、計144人の財務諸表作者が参加した。
- ② 10の円卓討論会を開催し、計100人以上の財務諸表の利用者、作成者、法制管理者、監査人が参加した。
- ③ 25の実務部会を開催し、金融、非金融、保険各社から参加があった。
- ④ FASBメンバーを希望グループへ派遣した（回数と参加者数は公表がない）

イ.「リース」に関する開催

A. 大規模の集会

- ① 大都市等で開催し、200人以上の財務諸表の利用者、作成者が参加した（開催数は公表されていない）。
- ② IASBとの共催の集会が1回開催され、500人以上の財務諸表利用者が参加した。

B. 小規模の集会

- ③ 15の公開円卓討論会を開催し、180人以上の組織代表者が参加した。
- ④ 2つの円卓討論を開催した（参加者数の公表はない）。
- ⑤ 15の作業部会を開催し、90人以上の組織代表者が参加した。
- ⑥ FASBメンバーを希望グループへ派遣した（回数と参加者数は同上）。

以上、見るようにFASBは、今日、様々な公衆意見のくみ上げを行っている。多くの参加者と意見交換を行ない、従来から定着しているコメント・レターに加えて、公衆意見を集約して、とりこぼしの余地はまったくないよう努力している様子が伺える。特徴的であるのは、アB④およびイB⑥に見られる「FASBメンバーを希望グループへ派遣」することである。この目的はステークホルダーの意見を審議会に反映するためであり、審議会のメンバーが意見を求めて全米に出かけていく。

昨今では（すくなくとも2018年から）、審議会と主要会議はインターネット・ライ

ブ中継¹⁸しているから、FASBと一般との距離は相当狭まっていることになる。また、メール会員に登録すると週に約1~2便のメルマガ「FASB NEWS ALERT」が送られ、広報力をあげている。FASBの公衆意見集約はauthoritative supportとして機能している。ここには、「権威」の意味合いはなく、『ウェブスター辞典』の記載のとおり「論拠に基づいた」である。ここでは、コメントと質問は専門の担当者が取り扱い、少数意見にも対応しているようである。

FASBは新基準の作成に当たっては十分に公衆意見を集約して、最も多数が納得できる論拠の形成をめざしていることになる。FASBが結論とする論拠は委員会から審議会、FAF評議員会、と形式を踏んでチェックを受けた後に成り立っている。その後新基準が公表される。

(3) FASBの新会計基準形成における議長職能とauthoritative support

Golden議長は、次のメッセージを掲載している [Golden, 2017, FASB Chairman's Message]。

2016年2月に公表したリース基準は従来の貸借対照表欄外注記から貸借対照表記載事項となった。これは投資家が証券取引委員会2015年の調査結果に基づいて改善したものだった。6月には、貸倒基準がより長期的観点からタイミングよく発表となった。これにより貸倒れについての透明性が高まった。この基準の改善は、数年をかけて得た世界中の数千人からの事前公衆意見を数十時間かけて情報化した結果である。

2016年のその他の重要な件は、金融商品の認識と測定、非営利組織の財務報告および従業員厚生プログラムの財務諸表表示である。

当審議会は、公表時期を遡ってステークホルダーに重要基準について教育すること、およびその新基準を実務で扱う場合のコスト削減と煩雑化を軽減することも重点とした。貸倒基準については、移行資源グループ (TRG) を新規に立ち上げ、基準の最終案の公表の以前にフィードバックを得るよう努めた。本TRGのスタッフは質問に親密に対応している。

効率よく基準を設定するために、審議会は確実な正しい問題提起に努めた。この意味はステークホルダーの意見に注意深く耳を傾けることを意味する。

審議会は、ステークホルダーの皆さんと見解を共有する。

ここで注目されるのは、結びとして述べられた「皆さんと見解を共有する (to share your views)」である。ここには「権威」を根底にする発想はなく、議長としてのpublic serviceがある。他に「移行資源グループ (TRG)」に関連して「スタッフは質問に親密に対応した」という対応も重要である。意見を出したすべてのステークホルダーが納得できるコメントである。

同議長の対応は、学者にも示されている [Golden, 2018, From the Chairman's

Desk : Academics Bring Unique Perspectives]。学者は、時の権力と関係なく発想し、かつ発言する傾向を持つから、概念フレームワークへの学者の参加およびPIRへの期待から、学者ならではのコメントも歓迎する姿勢を示している。

絶対王政時代の国王の権限の下ならではの「権威の」支持は考えにない。

8. 結論

(1) 斎藤他による『袖英和』編纂における『ウェブスター辞典』の失念

1867年（慶応3年）にHepburnが『語林』を刊行した際、「権威」の和英訳に対応する英語を17世紀以前に使用されていた古語としての「authority」としたのは、優れた調査能力を示すものであった。一方、斎藤他は1881年（明治13年）に『語林』において和英訳として示した英語部分をアルファベット順に並べ替えて『袖英和』を刊行した。本辞典は、わが国初の英和辞典であったが、収録された1語1語について『語林』に遡って検証することはなかった¹⁹。更に標準米語辞典として評価されつつあった『ウェブスター辞典』と内容上の整合を図る作業は、今日まで行われた形跡はない。外国語辞典刊行であるにもかかわらず、日本人同士の合意だけで作業を進めたことが伺える。Hepburnは明治に入って、医師としての仕事に加えて聖書翻訳と本格的な学校経営に取り組んでいたから、塾生達に米国流の作法習慣や情報の出所を確認する方法を教育する余裕がなかったことになる。

Hepburnが『語林』編纂のために17世紀以前の英国古語を使って「権威＝authority」としたにもかかわらず、斎藤他は『袖英和』に現代語として「authority＝権威」を掲載した。辞典編集の不手際から古語が現代語とされたた。

デフォルメの定着によって、今日であってもわが国において『ウェブスター辞典』に準拠してARS7におけるauthoritativeを「論拠の」と翻訳すると異端とされる。

(2) ARS7における会計原則形成過程の誤解と米国慣習法の認識不足

GradyはARS7の冒頭において、「当書を読むに当たっては建国以来の米国経済・政治史を知っておくこと」と述べ、GAAPを理解する前提を示した。Gradyは、会計が米国の国家理念の基本と考えていたようである。かつてのホワイトハウス・スタッフのチーフとして、透明性ある財務情報開示が最大の管理手法であることを信念として持っていたのであろう（同世代のKennedy初代SEC長官の方針と基本的に同じである）。

Gradyが執筆したという事実は重大であり、読者はARS7においてGAAPを論じることが国*全体に係わる重大問題とされていることを認識したはずである（※本来はthe United Statesと誇りを以って強調する部分、日本語表現不能、筆者注）。しかし、わが国ではオハイオ州立大学「会計殿堂」入りも含めてGradyの経歴を知らない

ままであった。スタディ・グループは米国社会と米国における慣習法を意識することなく、同時に public opinion が社会成立の前提であるという知見も欠いていた。そのため、public opinion の集約結果として社会ルールがあり、その一つとして会計原則が成立していることを認識しないままの翻訳であった。

(3) 米国社会ルールとしての authoritative の誤認とわが国鎖国文化

スタディ・グループの実質的中心であった新井は当時として抜群の英語力とされていたにもかかわらず、原著者の意図を伝えることができないことを世に晒してしまった。

スタディ・グループは Grady が引用した AICPA 1964 年特別委員会の GAAP/SAS と 1943 年の SEC 会計連続通牒第 4 号とが同じ文体であることを思いおこすべきであった。米国史への尊敬と認識がないままに行われた翻訳であったため、「権威の支持」によって GAAP が形成されるという謎のような文言が普及した。

すべての英和辞典に例外なく「権威の」の訳があるため、わが国では米国事情が歪められることとなった。飯野利夫もこのミスに気付くことなく、「企業が会計を行うに当たってよるべき指針」は「権威ある団体が制定して発表したもの」が「一般に認められた会計原則 (generally accepted accounting principles ; GAAP) にほかならない」と述べている。当初、飯野の私見であったこの見解は、数世代にわたる継承を経て、現在、わが国において共通の基本的認識となっている。その原因は、米国社会慣習を認識しない米会計学研究という鎖国文化が正常視されていることにある。

(4) FASB の会計基準形成の改革における authoritative support の機能

わが国では、会計の知識と英語力があれば翻訳ができるという考えが健在である。しかし、その基本となる英和辞典の実情が Hepburn の 150 年前 (安政～慶応年間) に収集した日本語メモを基礎としたことと、その後の修正が殆どないままであることを考えなかった。このような問題を抱えた辞書を完全なものと信じて使用したために、世界の会計学史上でも稀なミスが壮大な規模で生じることになった。辞書編纂者の誰かが『ウェブスター辞典』を参照すれば、当研究が指摘する問題は起きていなかった。

米国においては FASB がたえず発展していることを改めて認識する必要がある。この動きは FAF が中心となった FAF=FASB=GASB の一体運営に見られる。Teresa Polley FAF 理事長の「投票者権利としての情報参照権運動 (voter's referendum)²⁰」には目を離すことができないし、Golden 議長が推進している FASB の主要会議のインターネット中継 (webcast) と会議資料のリアルタイム提供から新しい会計基準形成過程を感じさせる。FASB は generally* に集約された public opinion としての公衆意見を authoritative support とする大きな改革を行っている (※「全体的に」または「最高の論点として」の意味、「一般に」ではない、筆者注)。

当稿は、日本会計研究学会第77回大会における自由論題報告「米国の慣習法ルールにおけるGAAP/SASのための公衆意見集約」（司会 大石桂一）に加筆修正し、作成したものである。

注

1 FASB概念ステートメント第8号に見る誤訳

FASB概念ステートメント第8号（Concepts Statement, No.8）の第1章のタイトル「The Objective of General Purpose Financial Reporting」を「一般目的の財務報告の目的」とする訳が普通である（FASB, 2010, Chapter 1）。これでは伝えるべき情報が不明である。この訳は「全般的用途の財務報告の目的」である。国際財務報告基準（IFRS）においても同上表現が掲載されている。

「中学生や一般の主婦に翻訳文を一読させて意味が分からないと言われたら、誤訳と思え」は翻訳の心得として貴重な教訓である。

2 在米日本人留学生と周辺米国人との関係についての疑問

筆者は、1992年に米国ワシントンDCでの第76回アメリカ会計学会大会に参加の際、他の日本人参加者ととも飯野と中島と行動をとにした。会長講演の際、日本人グループは早めに会場に入り、飯野が「ここにしましょうか」という席に座った。会場は、約1,000席が、演壇を正面として4区分されている内の左後方のブロックであった。この位置は三流どころの会員しか座らないとされている場所であり、米社会の作法や習慣を身につけていれば、まず近寄らない席であった。しかし、講演後にWyatt会長はわざわざこの席にいる飯野にあいさつにきて5分ほど歓談をした。目前に現れたWyattに驚いたものである。

飯野は、在米留学中に米国の大ホールでは誰がどの席に座るか、誰とあいさつしているかは衆目に晒されるデモンストレーションであるという慣習を教えられていなかったことになる。この場ではWyattと飯野は親しい様子だったが、Wyattは飯野の留学中にこの種の習慣を教えていなかったことになる。『ウェブスター辞典』を使うことも強く勧めなかったのであろうか。また、飯野は在米中に交友仲間に対して「権威の」支持による国家主導の会計原則の形成を語っていたのかは疑問である。仮にこの種の発言を行ったとすれば、徹底的な反論にあい、説得を受けたはずであるが、飯野が故人となった今は謎である。

3 歴史研究における客観性維持と引用基準

当稿において引用したわが国著書は、当稿の歴史研究としての客観性の維持のために日本会計研究学会長の経験者による執筆とした。また、歴史研究の常として敬称と職名は略している。筆者が同上先生方に並々ならない尊敬の念を抱いていることは不動の事実である。

4 『ウェブスター辞典』1871年版に見るauthorityとauthoritative

『ウェブスター辞典』1871年版（同著奥付、OPAC記載は1867年版）において、authorityとauthoritativeは次のように記載されている（ABCは筆者の便宜による。1.2.3.は原書）。記載内容は現在刊行されている版と大幅に異なる内容ではない。ただし、AUTHORITYの第1定義を邦文化すると「命令または実行するための法律上の権力または権限」であり、日本語に翻訳した文からは「権威」と解釈もできそうであるが、この文章は米国内で米国人に向けた文章であるから、公による権限または法執行の場合であり、日本語で言う他人を強制して命令に服させる「権威」の意味はない。

A AUTHORITATIVE

1. Having the authority.
2. Having or air of authority: positive; peremptory.
(Webster, 1871, p.84)

B AUTHORITY

1. Legal power or a right to command or to act; power; rule; sway
2. The power derived from opinion, respect or esteem; influence of character of office; credit.
3. Testimony; witness; or the person who testifies.
4. Weight of testimony; credibility.
5. Weight of character; respectability; dignity.
(以後6行省略, ibid., p.84)

C 参考としてGENERALの項の記載を示す。

1. Relating to a whole class or order,
2. Comprehending many species of individuals; not special or particular.
3. Lax in signification; not restrained or limited to a particular import; not specific; as, *general* phraseology.
4. Public; common; relating to or comprehending the whole community; as, the *general* welfare.
5. Common to many, or the greatest member; as, the *general* practice.
6. Not directed to a single object.
7. Having a relation to all; common to the whole; as, a *general* sire. --- Milton.
8. Extensive, though not universal; common; usual. --- In *Logic*, a *general* term is the representative of a *general* idea. --- In *military affairs*, a *general* officer is the commander of an army, or of a division or brigade.

(以後 7行省略, ibid., p.444. Hepburnは日本人から聞いた「一般の」にGENERALを和英対応させたが、『ウェブスター辞典』では「全体の」や「共通の」の意味はあっても「一般の」はない。当原稿の出稿後、同辞典の1856年版を発見した。同上3語およびINDEPENDENCEの記述は、印字の不鮮明さはあるがすべて同じである。筆者注)

5 戦前および戦時中における英米文化禁止

A 戦前および戦中の特徴は、次のようであろうか。

- ① 社会環境が国粋主義であり、これに対立する考えは自主的に停止した,
- ② 英米を嫌悪し劣等視することが強制された,
- ③ 英米について、語学、映画・放送、文学他の文化が敵性文化として禁止された,
- ④ 言語や外国の一般社会生活に馴染むには、少年期の初期（現代の小学校から高校時代）の経験が必要であるがこの類の環境は絶たれた,
- ⑤ 日本は一等国と思いつまされたため、英米の歴史・文化を無視した。

この歴史現象を文献上で証明するには膨大な作業と時間が必要となるので、暫定的な根拠として回顧話を記す。

B (恩師) 西澤脩*は、大学院ゼミの休憩時の雑談で、こぼしていた。「あの時代は大変。野球だってストライクっていっちゃあダメなんですよ。英語使っちゃいけないから。よし！ですよ。セーフもアウトも使っちゃいけない。」(※徴兵目前で終戦)

C (父) 竹森一男**は、「英語は勉強する必要はない、皆、そう言っていた。英米は鬼畜だから、そんなやつらの言葉など勉強しても意味がない。戦争に勝ったら世界中、どこでも日本語が通じるようになるから英語は要らないって言われていた。でも、(戦争に) 負けてみたら英語を勉強して

おけばよかった。」(※※徴兵により中国黒竜江省およびシンガポールへ出兵、インドネシアで英軍捕虜、和歌山県田辺海浜団軍港(当時)に米軍LSTにより生還復員)

6 authoritative—癒しの花園から攘夷の防壁へ

わが国においては、およそ70年間にわたって「一般に公正妥当と認められた会計原則」という表現が定着している。「一般に公正妥当と認められた」が何を指すものか、何の意味であるかを問うことはないままである。対案が出ていたのかなかったのかは知られていない。この表現は、わが国において根拠が明らかにされないままに容認され、枕詞の機能を持つまでになっている。

この表現の前提として、会計原則は「権威の支持」によって成り立つこととされている。英語で書かれた原文を英和辞書の記載に従って正直に翻訳した結果である。わが国では、「権威」によって精神的および社会的安定による生活の安心感が保障されるという感覚があるから疑問がなかったであろう。わが国全体のこのような風潮の下で、米国において会計原則が「権威」というわが国と同じ精神的、社会的基盤の上で成立しているという誤った発見を公表しても反論がない状態であり、この70年間通用という結果となった。特徴的なことは、米国においても会計原則が「権威」の前提上で成立していることを『ウェブスター辞典』によって逐語確認しないままになっていることである。

Hepburnは、日本人から「権威」という言葉と内容を聞いてauthorityが「権威」の和英訳に対応できそうだと考えて1867年に『語林』を刊行した際にPART TWOに記載した。これが再版で正式の掲載項目として扱われ、『語林』をアルファベット順に並べ直した際にauthorityが「権威」として出てきたにすぎない。誰も米国人がauthorityを「権威」の意味で使用していることを確かめなかったことになる。

「権威の」は、スタディ・グループの先生方が米会計資料を翻訳した際にauthoritativeに出会って付けた訳であったが、これは、『語林』の記載そのままの英和辞典に従ったためであった。わが国の英和辞典はこの流れで作成されているから、シェークスピア演劇脚本の翻訳(リア王やマクベスが語るとい時代背景の認識で)に用いられ、更にこの演劇脚本の翻訳に基づいて英和辞典の見直しが行われたため、確定的な訳として定着し、わが国全体に染み付いている。

英国では、「権威」を使う前提となっていた絶対王政が17世紀に清教徒革命と名誉革命によって終了させられたため、authorityの言葉は別の意味で使われるようになっていた。しかし、わが国ではHepburnが慶応年間の時点から200年遡った16世紀頃の英国で使われていた意味を和英用に用いて『語林』においてPART ONEの和英本編には掲載せず、PART TWOの英和用に記したという過程が忘れられたまま、現在まで使っている。かつての米会計学研究の中樞を担う先生方が、先人達が歴史上で見過ごしたために出来た罣(英和辞書にauthoritativeが「権威の」となっているから使う)に、陥ったことになる。

この明治以来の2世紀にわたる誤訳の根源は、わが国での英和辞書にある。わが国の英和辞書は、「幕末期、明治初期、そして近代国家形成期の三つの時期の日本語の変容を初版、最近3版のそれぞれで知ることができる」[木村, 2013, p.6]と言えるほど改編を繰り返してきているが、『ウェブスター辞典』に整合して「論拠の」への修正はしなかったことになる。その結果が現在もauthorityを「権威」、またauthoritativeを「権威の」としている。辞書編纂者は政治の中心が変わっていく過程で語彙の意味の再確認をしなかったことになる。筆者がかつて愛用していた大学受験用の単語帳でもauthorityは「権威」だったから、わが国での正しい(文部省検定の英語教科書に準拠して編集されている)扱いだったようである。

「権威」でなく、本来は「論拠」であることを知らされた場合の一般の対応は関心あるところである。大勢にとっては、本来の意味を知らないまま暮らしてきたから、現状の「権威」に疑いを持たない。真の意味がどのようなものであっても、現状のままで仕事も勉強も困ることがなく、失うものはないから、ベストの選択は、現状維持である。従来通りの使い方を守っていれば、誰も損をしないし、不便を感じることもない。心情的に現状維持を阻むものを排除する向きになるのは自然

の流れであろう。

authoritativeが「論拠の」となることを認めると、不愉快で秩序を乱すと思う方が常識として自然である。異分子から真実が示された瞬間、安定した現状維持という花園の心は、現状維持を守るための砦に変わる。場合によっては異物排除を優先するあまり必要以上に強固な要塞となることもあろう。これらは素早く行われ、自身の中に巨大な防壁が作られるが、これら一連の行為は無意識に進み、完成していく。

7 Hepburnのわが国文化への貢献

Hepburnが1867年に『語林』を刊行できたことは、Hepburnの努力に加えて、周辺が協力していたことも成功要因として考える必要があろう。原稿はHepburnによる膨大な作業の結果であるが、出版はその事業に関連する多くの人々が必要である。出版には大金が必要であるが、無利子で返済無期限、場合によっては返済不要、という好条件の援助を受けている。結果的にこの篤志家は成功し、ハイリスク・ハイリターンを実現している。Hepburnが多くの難関を解決して辞書完成を見たことが理解できる。

Hepburnがわが国初の洋式製本の和英辞典を作りあげたことは、Hepburnがわが国に遺した幕末最大の文化資産と言える。Hepburnが和英辞書の編纂に取り掛かった本来の契機は布教の障害を取り除くことであった。日本語があまりに難解であり、漢字の意味は中国語とは異なっており、どの言語圏とも共通性がないため、特別の日本語学習が不可避であった。しかし、上梓の結果、当初の目的以外にも多方面で貢献することになった。

わが国初の外国語辞書は、厳密には、イエズス会宣教師による『日葡辞典』である（1603または4年、Hepburnは初来日前に米国で入手している）。1830年（Hepburnがわが国に向けて米国を出帆する11年前）にはWalter Henry Medhurstが*An English and Japanese, and Japanese and English Vocabulary*（『英和 和英学辞書』、和綴じ製本）が日本語会話用に出版されたとの情報もある〔木村、2013, p.5〕。Satow＝石橋政方の共著により刊行された英和辞典（英語見出し語、ヘボン式ローマ字で日本語を示している。ロンドンTrübner社1879年刊行）〔木村同上書, p.81〕もある。

わが国に渡来したキリスト教宣教師の例は、1549年に本土（現在の鹿児島県鹿児島市阿久根海岸）に上陸したイエズス会Francisco de Xavierに始まるが、言語上の不便さは感じていたはずである。その後、多くのキリスト教宣教師が来日し、聖書の部分訳や要約は和綴本として作成されたようであるが、辞書編纂に至らなかった理由は明らかではない。宣教師は公認、潜伏いずれの時代でも膨大な対訳のメモを作っていたはずであるが、それらを教団本部が回収して辞書作成に利用しようとする組織行動はなかったようである。なお、Hepburnと英公使館外交官Ernest Satowとは親密な関係とされているが、『語林』または『袖英和』にその種の記述や謝辞はない。

8 シェークスピア演劇にみる「権威」

Shakespeareの演劇作品『リア王』では、リア王が命令を与える際に「権威」を述べている（福田恒存訳、以下同、第一幕第四場、p.39, 50）。他にグロスター公爵の台詞がある、第二幕第一場、p.64）。

これは1604～1605年に当時から最低100年ほど前の英国のある王室の事件について執筆された時代劇の台詞である。当然、主人公リア王は、絶対王政の頂点であり、その立場ゆえの「権威」の台詞である。またグロスター公爵も国王の配下で国王に次ぐ権力を持つ立場である。

『ハムレット』にも「権威」は見られる。ただし、ハムレット王子その人の言葉としてではなく、氏名不詳の「紳士」の台詞である（河合祥一郎訳、第四幕第一場、p.163）。

両作品共に、絶対王政社会において目下に服従を要求する際に発せられていることに注目したい。1600年前後から100年前の社会秩序を反映している言葉と考え、作った表現であった。

言葉は変化するものであり、英国においても同様である。『オックスフォード辞典』に「権威」の

意味が掲載されていることは確かでも、古語として示しているだけである。

会計原則（基準）の形成過程に「権威」と評される何かが入り込むことは、AICPA、ICAEW、ICACA等が、嫌悪感を以って対していることである。英国では17世紀以降、政府の介入に対して実力を以って抵抗した歴史がある（Montgomery 論文およびLangendaufer 論文を参照せよ）。

9 Hepburn 英語塾の会話における「権威」

「権威」のそもそものは、Hepburnが英語塾の塾生*から聞いたものであろう。かしこまった授業の中で出る言葉ではない。Hepburnが授業後にリラックスタイムを設けて、雑談をしていた時に出たものであろう。欧米人どうしてもあれば公式会合と懇親は常にセットであるから、Hepburnは軽い飲み会から始めて懇親のレベルを広げていったはずである。塾生とは言え、幕府高官または同等の者の家族であり、接待慣れしているはずであるから、英国産の高級酒やClara婦人の料理がわが国一般に例を見ないものであることは分かるはずである。アフターの飲食が参加動機に貢献したことに疑う余地はない。

講義中は幕府の役人が監視しているから軽いノリで話すことはありえないが、酒肴が入った席では発言が滑らかになることは洋の東西を問うものではない。アフターは連日、大盛り上がりとなり、相当程度の親密な関係ができていたことは確かであろう。この場で、高官の誰かが、国際情勢やわが国の政情を話している時に「権威」が出てきたことは想像できる。

一般に知られていない「権威」を口にしたということは、幕府のかなりの上層部に存在し、外国情報にも詳しくあったからできたことである。「権威」は、徳川幕藩体制の心理的基盤であり、各種の交渉を行っていた外国からは弱点とも取られかねないから、これは機密情報に値するほどの重要性がある。その人物はこの言葉を述べて、更にその意味を説明できたことから、高い地位であったことが伺える。Hepburnとこの人物との間には、教授＝塾生関係を越えた深い信頼関係があったことになる。

「権威」は米国にはない概念であるから、Hepburnは英国古語に遡ってauthorityに至ったことになる。その後、わが国は150年にわたって数回にわたって大きな時代の変化を経たから、当初のauthorityを「権威」とする訳は、時代の変化に応じて改訂する必要があった。特に1945年以降は新憲法を尊重する立場から、「引用」や行政を行うための「機関」等が適切であった。

150年近い間、江戸時代末期に作られた旧訳が深く日本語として定着し、誰も疑問としなかったことの原因究明は、文明史に関するものであり、わが国内よりも外国の日本研究機関の視点から行うことが適任かもしれない。文明史に関連する研究は西洋諸国において永い歴史を持つからである。※ヘボンの英語塾の主な塾生は次のとおりである（番号と掲出順は原著目次による）。このうちの誰かが「権威」を発言したことになる〔原、2003、目次〕。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 大村益次郎 | 11. 西村庄太郎 |
| 2. 高橋是清 | 12. 小山作之助 |
| 3. 沼田守一 | 13. 納所弁次郎 |
| 4. 三宅 秀 | 14. 松村松平 |
| 5. 林 薫 | 15. 白洲文平 |
| 6. 益田 孝 | 16. 白洲長平 |
| 7. 正田作次郎 | 17. 押川春浪 |
| 8. 大塚熊吉 | 18. 和田英作 |
| 9. 成毛金次郎 | 19. 玉置亮吉 |
| 10. 根本 正 | 20. 藤原義江 |

10 Hepburnのわが国政情の把握

Hepburnは1867年2月14日付の米国長老派本部Lowrie宛書簡において当時のわが国の政情を次のように伝えており、日本事情を正確に把握していたことが伺える〔高谷、1959、p.220〕。

欧米の諸外国が、良心と宗教の自由をば長い年月にわたり残忍な戦争の後、獲得したそうし

た歴史を日本の為政者が読まないというのは、まことになさけない次第です。

11 Hepburnの辞書刊行の成功

Hepburnは、米国におけるNoah Websterによる辞書の情報を入れていなかったようであるが、わが国において未知・未開拓であった辞書刊行を実現したベンチャー事業の成功者でもある。上海版1,200部印刷の他に、ロンドン版も刊行しており、価格は\$18または18両であったが、国内だけでも400冊ほどが幕府および諸藩によって購入されたようである〔杉田, 1999, p.54〕。諸藩の購入は大量と内密であったことに特徴がある。中古書は購入経路を特定されないため人気があり、60両ほどの値となったとされている〔同上書, p.56〕。

12 Hepburnの年代記に見る『ウェブスター辞典』との関連

1815年 James Curtis Hepburn誕生 (3月13日)

1828年 Noah Webster, *An American dictionary of the English language* 刊行 (副題は「図解付き, 語源, 正書法, 発音および職業定義」(Exhibiting the Origin, Orthography, Pronunciation, and Definitions of the Work)であり, 標準米語をマニュアル的に示す意図であったことが分かる。ただし, Hepburnがこれを参照または注目した形跡はない。)

1832年 Hepburn, Princeton大学卒業 (17歳, B.A.)

1836年 Pennsylvania大学卒業 (21歳, M.D.)

1859年 Hepburn日本上陸 (44歳)

1867年 『和英語林集成』刊行 (52歳)

1872年 『和英語林集成』再版 (57歳)

1880年 『新訳聖書』翻訳完成 (65歳)

1881年 斎藤重治他による『袖珍英和辞典』(66歳)

1892年 帰国 (77歳)

1911年 逝去 (9月21日, 享年96歳)

13 Hepburnと米国辞書業者や関係者との関連

書簡集においてHepburnが在米の辞書業者や関係者と接触した形跡は見当たらない〔高谷, 1959, p.1~220〕。『語林』刊行は, 数人の手伝いの日本人を除いてHepburnの完全な個人作業であったから独断となった箇所は多々あるはずである。しかし, 刊行後にレビューを行った形跡はない。

14 『コンサイス英和辞典』の記載

A 石川四郎 (1948) 『最新コンサイス英和辞典』三省堂。

general general of army 陸軍大将 [p.15]

(authorityとindependenceは記載がない)

B 佐々木達編 (1966) 『新版コンサイス英和辞典』三省堂。

authoritative 権威ある, 信頼すべき, 厳然たる, 命令的な, 当局の, 官憲の [p.73]

authority ①権威, 威信, 権力, 権能, 権限 ②当局, 官憲, その筋 ③典拠, よりどころ [p.74]

generally だいたい, 概して, 通例, 通常, 一般に言って [p.467]

general ①一般の, 一般的, 一般に通じる ②普通の, 通常の ③概括的な, 全般的な [p.467]

independence ①独立, 自主, 自立, 独立心 ②独立してくらせるだけの収入 (米)独立記念日 [p.572]

佐々木編ではauthorityに1872年の『語林』再版と同じ「官憲」が見られ, 意味が拡大している。

「典拠」は前進である。また、generalが「一般の」で固まっていたことを示している。

15 Hepburnによる『語林』改定版への期待

Hepburnは第三版の序文において後世の人々に託す次の希望を述べている [山口, 1997, 序文]。

自分の置かれた状況の中で著者としては最善を尽くしてきた。後の人がさらに完成度の高い作品を構築するための土台を作ったのである。1886年6月横浜にて

16 近隣アジア諸国におけるGENERALとAUTHORITYの類似訳

A HepburnがGENERALを「一般の」としたのは、上述の6.(2)の「権威の」の訳に至る過程と同じ事情であるが、近隣アジア諸国には、わが国の後追いをした影響らしいことが見受けられ、地域先進国の一員として知っておく必要はあろう。タイの空港ではゴミ箱の分別がGENERAL（「一般」と漢字表記）とRECYCLEである。香港の空港と市中ではGENERAL（同上）と RECYCLEとPLASTICである。韓国の空港では4つの投入口の一つがGENERAL（同上）である。これらはわが国の英和辞典と共通するが、『ウェブスター辞典』を準拠すると意味をなさない表示である。

（仮定として、アジア諸国が戦後の独立を契機にわが国の英和辞典の日本語部分を自国語に置き換えて翻訳したとすれば、authorityとgeneralの2つの翻訳は、わが国における会計原則の形成過程の解釈に留まらない重大問題である。）

ただし、実際問題として箱の中身は、すべての空港において、食べ物の残り、飲料ペットボトル、ファースト・フード店のカップと包装、新聞等々が混在し、分別以前ではある。靴、衣類、スーツケースも見受けられる。

B 英中辞典には、次のように記載されている [Terrell, year not shown]。（原著の簡体中国語表記は筆者邦語化、筆者注）

authority 権威 [p.343]

authoritative 権威の、権威による [同上]

general 1 n (in army) 將軍; in ~ 大体として [p.448]

2 adj (overall, miscellaneous) 総合的; (widespread) 普遍的な 一般に [同上]

C 英越辞典には、次のように記載されている [Can, 2002]。（原著のベトナム語表記は川本（2011）により邦語化、筆者注）。

authority n (独裁の) 権力、代理、権利、独断 [p.39]

authoritative a 司法権の、権力の、当局の [同上]

general a おおよその、総体の、(Vien turong 院長, 病院長, 研究科長) [p.184]

generally ad 全体に、おおよそ、総体的に [同上]

空港のゴミ箱表記および中越両語辞典の記載は、わが国英和辞典と合致するが、大枠において『ウェブスター辞典』と整合しない。

17 public opinion を「公衆意見」とする理由

A 日米における市民の社会参加の相違

日米間における市民の社会参加の相違から会計原則が異なった形成過程を経ていることが明らかとなる。その感覚のツレのために、substantial authoritative supportを「実質的な権威の支持」と訳している。この訳をスタディ・グループの誰もが問題なしとしたと思われる。この状況は現在まで同じであり、その結果、間違っているものであっても、伝統でありまた多数意見であるという理由によって正しいとされているとすれば、それこそが大事件かもしれない。

米国において、なぜ会計原則を形成するのに「論拠の」を前提とするかの理由は、米国は1776年に英国植民地から独立国家となったが、心情や経済等の生活に関する社会ルールはほぼ英国と共通であることに由来する。

B アングロサクソンの会計職能とpublic opinion

イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）は世界で唯一つ、会計職能を守るために政権側と対立し、犠牲者を出しても主張を守った会計団体である。ここから、権利は戦って得るというアングロサクソンの伝統を伺うことができる。米国において会計原則（FASBの開設以降は会計基準）に関して政府および同種機関の介入に厳しいのは、アングロサクソンの伝統と考えることが自然である。米国人にとっては会計職能と自由は一体とされており、公衆の意見を基礎として作り上げた「論拠」によってGAAPを形成することは至上命題である。「権威」は嫌悪する対象である。

FASBにおけるpublic comment およびpublic hearingは、会計基準の新設にあたって広く関係者の意見を集約し、新会計基準をよりよいものとするために用いられている。ここで基礎となるものは政府等の「権威」ではない。公衆意見を求めた結果を「審議会に伝える」ことにより、取りこぼしのない新基準を目指している。

わが国における公聴会はこれらとは異なった開催である事例が多く見られる。公聴会の場での議論はほとんど見ることはなく、台詞のような質問やコメントが出されることがたまに見られる程度である。

C 市民の政治参加の手段としてのpublic opinion

わが国の英和辞典では、public opinionは「与論」または「輿論」とされている。しかし、筆者の実感として、米国におけるpublic opinionとわが国における「与論」には感覚的に違和感がある。ヨーロッパにおけるpublic opinionの起源は、紀元前にローマ皇帝が、政策の通知や世間の諸事を市民に知らせるために貼り出した壁新聞まで遡るのであり、わが国と西洋文化におけるpublic opinionには20世紀相当の時間差がある。

仮定の例を比較する。FASB議長が「当審議会は財務諸表作成者および利用者のpublic opinionを尊重します（We respect public opinions of preparers and users of financial statements.）」

と述べた場合と、わが国の議員が「本件の審議は、与論の動向に配慮して臨みます。」と述べるのとでは、言うに言えない違いがある。FASB議長の場合、このメッセージを見た人は、public commentの募集に応じて意見を出そうか、という気になる。しかし、わが国の議員の例では「なんと、白々しい。」とも思いかねない。わが国では、与論調査の結果が報道されることはあるが、「そんなものか。」とは思っても、それが市民としての政治参加に結び付くという意識を持つより、「そうか。」という程度である。

米国におけるpublic opinionは、社会の構成員として政策決定に参加するために意見を表明することであり、これを受け取る側は、このpublic opinionを尊重して、集会や各種のWEBを経由した意見を集約して、次のステップで修正と展開のために使用する。public opinionは、市民とpublicに任命された立場の人々が双方向で交流する社会構築の基礎である。（以上のpublic opinionの定義はEncyclopaedia Britannicaによる。ICAEWの逸話はMontgomeryによる。）

D public opinionを「公衆意見」とする理由

わが国にはpublicの概念は、これまで西洋思想の一つであり、勉強の対象ではあったが、実行するための生活道具との間は距離感があるように感じてならない。そのためか、わが国ではpublicを「公共の」と訳することになっていても、「公」であれば「公的年金」、「公権力」、「公的救済」等の国が関連するものを思い浮かべる。税金を払うのはわれわれであるから、われわれのもの、というのは建前であって、実感は統治の中の環境である。また、法体系上で人権、各種平等、思想の自由、報道の自由、良心の自由は保障されているが、実感としては「そんなこと、言っただけ」である。public opinionは18世紀末からのヨーロッパの自由思想と関連しているのは事実としても、わが国では本来publicが意味するものと微妙な違いがあり、将来こうあって欲しいという願望である。

わが国では、public opinionが社会参加や政治参加の方法という考えはあっても実感としてのウェイトは小さい。実際には別の原理があって、うかつに動けないという感じである。それゆえ、辞書ではpublic opinionに「与論」の訳があっても、当報告では採用せず、「公衆意見」を便宜的に取り入れることとした。

18 FASBのインターネット放送 (webcast)

FASBのメール会員 (FASB Constituent) は、FASBのHP上でオンラインで会員登録できる。会費の支払い義務はない (2018年3月現在)。入会に際しての国名は、居住地の国または地域のスクロールから選ぶ。申し込みの送信ボタンを押すとその場で会員となる。即、送信されているから無審査のようである。Constituentには、1週間に1~2通のメールが送られてくる。4月下旬に送られたFASB議長から学者へのメッセージは、写真付きであったために意外な身近さを感じさせられた。インターネット・ライブ放送の場合、主要会議ごとにスケジュールと視聴参加の申し込みフォームが送られてくる。この動向に対応する場合、わが国において従来取られていた研究スタイルは、新たな対応が迫られる。

放送時間と時差は次のとおりである。

- A EDT/EST 開始時間は毎回、東部時間9:00である (EDT22:00JST, EST23:00JST)。
 B 2018年の東部夏時間 (Eastern Daylight Saving Time, EDT) は、2018年3月11日2:00 (日曜日, JST15:00) ~同11月11日1:59 (JST15:59) である (△13hr/JST)。
 C 2018年~2019年の東部 (冬) 時間 (Eastern Standard Time, EST) は、2018年11月11日2:00 (日曜日, JST16:00) ~2019年3月10日1:59 (JST14:59) である (△14hr/JST)。

19 Hepburnの和英辞典編纂における日本語のサンプリング

テスト・データ (筆者、思いつくまま、囲みは記載あり、下線は記載なし、カッコ内は『語林』記載の日本語)

- A 他宗派関連 八宗 (律, 俱舍, 成實, 法相, 三輪, 天台, 花嚴, 眞言, 禪宗, 浄土, 門徒, 法華, 時宗)
浄土 禪宗 日蓮宗 一向宗 神道 弘法大師 空海 鑑真和上 薬師如来 金比羅山
神社 成田山詣で 伊勢詣で 天照大神 大仏 観音様 仁王様 切支丹 仏經 仏壇
仏事 仏間 仏像 極楽浄土 比叡山 一向宗 イエズス会 長老派教会
 B 江戸以外地域 薩摩 (薩人) 長州 讃岐 平城京 (平安城) 平城京
 C 政治関連 天皇 宮家 (宮人) 公家 乳母 御所 征夷大將軍 忠臣蔵 鎌倉幕府 関白
豊臣秀吉 徳川家康 紋所 三つ葉葵 五三の桐 天草四郎 義経 弁慶
 D 生活関連 長屋 下駄 草履 襪 鉢巻 八百屋お七 (振袖火事) 布団 腹痛 (ハライタミ)
相撲 横綱 歌舞伎 能 狂言 落語 萬歳* 三味線 瞽女 (ゴゼ) 按摩
針灸 (針医) 忠臣蔵 初詣で 納豆 サバ寿司 サンマ 漬物 箱根八里 足袋 (短襪)
浴衣 (涼衣) (*現在の三河万歳に相当、正月行事の一部)

これらから、Hepburnが『語林』初版の目標は、表面的な日本語の和英訳に絞っていたこと、細部にわたらないことが伺える。また、宣教師としての片鱗さえ感じさせない周到ぶりである。

20 その他FASBにおけるauthoritative support説明のための追加情報

A FAF=FASB=GASBの一体運営におけるFASB

1973年にFASBが設立された当時は、FASBが新基準の設定だけに注目され、表面的に現れていたが、近年、公会計の進展を促した市民意識の高まりのためか、FASBと共にGASBの意義が評価されるに至り、財務会計財団 (FAF) は、FAF=FASB=GASBが一体となって運営されることを開示する年次報告となった。2016年年次報告では、Teras S. Polley FAF理事長とCharles H. Noski FAF議長が写真付きでメッセージを寄せている (「FAF2016年年次報告書」)。

FAF=FASB=GASBを一体とする運営は、透明性を以って開示されている。HP上では諮問機関ごとに名簿と写真が掲載され、信頼性を向上させている。

B FAFの情報公開

議長と理事長のメッセージに続き、次の委員会の写真と名簿が示され、運営報告が行われている。理事長メッセージには「投票者権利としての情報参照権運動」という新語も提示しながらステーク

ホルダーの権利を守る姿勢を示している。

執行委員会 (Charles H. Noski議長他5委員)

会議計画委員会 (Ann M. Spruill議長他6委員)

監査・財務委員会 (Charles S. Cox議長他7委員)

資材購入委員会 (Myria R. Drucker議長他6委員)

基準設定過程監視委員会 (Nancy K. Kopp=Terry D. Warfield共同議長他5委員)

C FASBのページ

2018年1月現在の審議会メンバーの写真と名簿が示されている。

財務会計基準審議会(Russell G. Golden議長, James L. Kroege副議長, Christine Ann Botosan, Harold L. Monk, R. Harold Schroeder, Marc A. Siegel, Lawrence W. SmithのメンバーとSusan M. Cospers支援スタッフ。写真あり。)

D FASBの諮問機関は次のように紹介されている (委員名省略)。

財務会計基準諮問委員会 (FASAC, Andrew G. McMaster, Jr. 議長他30評議員)

緊急問題専門委員会 (EITF, Susan M. Cooper議長他11メンバー, 3オブザーバー)

非公開会社評議会 (PCC, Candace Wright議長, Michael K. Chengコーディネーター他10評議員)

投資家諮問委員会 (IAC, Todd Castigno執行管理者他6委員)

小規模会社諮問委員会 (SBAC, Alicia A. Post議長他17委員)

非営利諮問監視委員会 (NAC, Jeffrey D. Mechanick議長他18委員)

E FASBによる公衆意見集約方法の多様化

FASBは、1970年代に示されていたpublic commentやpublic hearingによる公衆意見の集約と啓蒙に務めていたが、最近では、方法を多様化して集会の回数を増やし、「事前公衆意見集約」(outreach)と名付けた方法を展開して、会計基準形成主体としてのpublic serviceの質を高めている。2016年度は、FASBは貸倒れとリースを新基準のテーマとした。

F 本年5月24日 (日本時間、午前4:05分、米東部夏時間では5月23日午後3:05)、「FAF理事長卓より」の件名によりメールが届き、Polley理事長からの写真付きのメッセージと共に2017年FAF年次報告のホームページ立ち上げが通知された。同報告では投資家、市民およびその他の財務諸表利用者のための「役立つ基準」(Standards That Work)を表現として示している。

FASBのメール会員名簿はFASBとFAFが共用している。FAF理事長がFASBメール会員へ直接メルマガを送ってFAF情報を伝えている。

機関・資料名準拠元 (英語・邦訳・当論文箇所・引用資料年頁左右, Lは行番)

Accounting Series Release 会計連続通牒 1(3) 新井1999/p.12L

Accounting Research Study 会計研究叢書 1(3) 新井1999/p.12L

Accounting Principles Board Statement, No.4会計原則審議会ステートメント※2第4号 1(4) 新井1999/p.515Rを応用

AICPA アメリカ^{*1}公認会計士協会 1(3) 新井1999/p.27L

Concepts Statement, No.8 概念ステートメント^{*2}第8号 1(1) 新井1999/p.515Rを応用

Discussion Paper討議研究資料 6(6) 新井1999/p.191Lを応用

Discussion Memorandum 討議資料 新井1999/p.191L

Emerging Issues Task Force (EITF) 緊急問題専門委員会 6(2) 新井1999/p.209L

Exposure Draft 公開草案 6(6) 新井1999/p.227L

Financial Accounting Standards Board (FASB) 財務会計基準審議会 1(1) 新井1999/p.237R

Financial Accounting Standards Advisory Committee (FASAC) 財務会計基準諮問委員会 6(2) 新井1999/p.237R

Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW) イングランド・ウェー

ルズ勅許会計士協会 注4B 新井1999/p.279L
 Post-Implementation Review (PIR) 導入後レビュー 6(6) 新井1999/p.420R
 Securities and Exchange Commission (SEC) 証券取引委員会 1(3) 新井1999/p.489L
 Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) 財務会計基準に関するステートメント^{*2} 新井1999/p.515L
 ※1 新井(1999)が「アメリカ」としている用語には「アメリカ」を採用した。当論におけるそれ以外の記述は米または米国とした。
 ※2 同書は「ステートメント」と「ステイトメント」の2案を示しているが、当論文においては使用頻度の観点から「ステートメント」を採用した。

参考文献(和洋書共に、版番は原書記載)

- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA). <http://www.aicpa.org>
 (———). 1973. *Objectives of Financial Statements*, Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements, New York, NY : American Institute Of Certified Public Accountants, Inc.
 Cooper, W. W. and Yuji Ijiri (Editors). 1983. *Kohler's Dictionary for Accountants*, 6th edition, Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall, Inc.
 Can, Gian Huu. 2002. *English-Vietnamese, Vietnamese-English Dictionary*, revised edition, New Delhi, India: Star Publications LTD.
 Financial Accounting Standards Board (FASB). 2010. Conceptual Framework for Financial Reporting, *Concepts Statement* No.8, September 2010.
 (———). 2017. 2017 Annual Report of Financial Accounting Standards Board, <http://www.faf.org/fiancialaccountingfoundation.htm> (ダウンロード2018年3月)
 Cooper, W. W. and Yuji Ijiri. 1983. *Kohler's Dictionary for Accountants*, 6th edition, Englewood, Cliffs, NJ: Prentice-Hall, Inc.
 Grady, Paul. 1965. *Inventory of Generally Accepted Accounting Principles of Business Enterprises*, Accounting Research Series, No.7, New York, NY: American Institute of Certified Public Accountants, Inc.
 Kieso, Donald E., Jerry J. Weigandt and Terry D. Warfield. 2001. *Intermediate Accounting*, 10th edition, Hoboken, NJ: John & Wiley Sons, Inc..
 Langenderfer, Harold Q. 1973. "A Conceptual Framework for Financial Reporting, Suggestions for developing a Deductive theoretical framework for accounting that would be useful in solving current and future financial accounting problems," *Journal of Accountancy*, Vol.136, No.1, July 1973.
Merriam-Webster Collegiate Dictionary, eleventh edition, 2003, Springfield, MA: Merriam-Webster, Inc.,
 Montgomery, Robert H. 1937. "What Have We Done, and How?" *Journal of Accountancy*, Vol.64, No.5, November 1937.
 O'Malley, Tricia. 2010. "Meeting Minutes of "Blue-Ribbon" Panel on Standards Setting for Private Companies", Norwalk, CT: Financial Accounting Foundation, May 14, 2010.
Oxford Dictionary of English, third edition, 2010, London, United Kingdom: Oxford University Press.
 Prentice Hall. 1993. *The New York Public Library Reference Manual*, second edition, New York, NY: The New York Public Library and The Stonesong Press Inc,
 Satow, Earnest M. and Ishibashi Masataka. 1879. *An English-Japanese Dictionary of The*

- Spoken Language*, Second edition, Ludgate Hill, London: Trübner & Co., (復刻版)
- The New Encyclopædia Britannica*, Eleventh Edition, Volume 26. London, UK: Encyclopedia Britannica, Inc.
- United States Securities and Exchange Commission. 1938. *Accounting Series Release*, No.4.
- Webster, Noah. 1871. *An American dictionary of the English language; Exhibiting the Origin, Orthography, Pronunciation, and Definitions of the Word*, Philadelphia: J.B. Lippincott & Co.
- Terrell, Peter. year not shown. *Insight Pocket Travel Dictionary. Chinese-English, English-Chinese*, Berlin, Germany: Langenscheidt KG.
- アイ・エス・エス (2004)『英和英金融・証券・保険・用語辞典』WAVE出版。
- 新井清光編著 (1993)『会計基準の設定主体－各国・国際機関の現状－』中央経済社。
- 新井清光編 (1999)『英和会計経理用語辞典』第2版, 中央経済社。
- 安藤英義 (2007)『会計学大辞典』第五版, 中央経済社。
- 飯野利夫 (1993)『財務会計論』三訂版, 同文館。
- 石井 明 (2014)「中島省吾先生の急逝を悼む」『国際会計研究学会年報』2013年度第1号。
- 石川潔 (1999)『ドクトル・ヘボン関連年表』, 石川潔。
- 川本邦衛編 (2011)『詳解ベトナム語辞典』大修館書店。
- 遠藤博志他編著 (2015)『戦後企業会計史』中央経済社。
- 河合祥一郎訳・シェークスピア著 (2018)『新訳ハムレット』角川文庫12048。
- 木村一＝鈴木進 (2013)『J. C. ヘボン 和英語林集成手稿 翻字・索引・解題』三省堂。
- 黒澤清監訳 (1968)『会計原則研究』日本経営出版会。
- 小稲義男 (1982)『研究社英和大辞典』研究社。
- 斎藤重治＝タムソン＝辻本九兵衛訳・ヘボン・J・C著 (1881)『袖珍英和辞書』貳房堂蔵, 明治13年,
ENGLISH AND JAPANESE POCKET DICTIONARY, WITH AN INDEX, S. H. SAITO, REVISED AND ENLARGED, BY A. G. THOMSON, NEW EDITION, JAPAN: PUBLISHED BY DAITOKAN, 18TH YEAR OF MEIJI (国立国会図書館オンライン・カタログ表示による)。
- 桜井久勝 (2016)『財務会計講義』第17版, 中央経済社。
- 新村猛 (2008)『広辞苑』第六版, 岩波書店。
- 杉田幸子 (1999)『横浜のヘボン先生』いのちのことば社。
- 染谷恭次郎訳 (1973)『コーラー会计学辞典』〔復刻版〕, 丸善。
- 高谷道男編 (1955)『THE LETTERS OF DR. J. HEPBURN』, TOKYO TOSHIN SHOBO.
- 高谷道男編訳 (1959)『ヘボン書簡集』, 岩波書店。
- 竹森一正 (2015)「Marshall Armstrongによる "substantial authoritative support" の定着とGAAPの形成」中部大学経営情報学部論集第30巻1・2号。
- (2016)「independent auditorの啓蒙とGAAPの形成」日本会計研究学会第76回大会自由論報告 (司会: 秋葉賢一), 2016年9月13日。
- (2017a)「米国における "Independent Auditor" の啓蒙とGAAPの形成」中部大学経営情報学部論集第32巻1・2号。
- (2017b)「「substantial authoritative support」の翻訳問題とその歴史的検証」戦略会計研究会 (司会: 中野貴之), 2017年5月19日。
- (2017c)「米国SECの財務情報開示制度における substantial authoritative supportの意義」現代会計研究会 (司会: 吉岡正道), 2017年7月30日。
- (2017d)「わが国USGAAP研究における米国感逸失と我流翻訳の課題」日本会計研究学

- 会第76回大会自由論題報告（司会：安田忍），2017年9月23日。
- （2018a）「わが国における「GAAP/SAS」の解釈に関する歴史研究」中部大学経営情報学部論集第33巻1・2号。
- （2018b）「米国の慣習法ルールにおけるGAAP/SASのための公衆意見集約」日本会計研究学会第77回大会自由論題報告（司会：大石桂一），2018年9月7日。
- （2019）「ヘボン英和辞典の検証による "authoritative support" 和訳問題の解決」日本会計研究学会第143回中部部会自由論題報告。
- 坪内逍遙訳・シェークスピア著（2007）『ザ・シェークスピア』愛蔵版，第三書館。（復刻版）
- 中島省吾訳（1953）『会社会計基準序説』森山書店。
- 原豊（2003）『ヘボン塾につらなる人々―高橋是清から藤原義江まで―』，暮らしの手帳社。
- 福田恒存訳・シェークスピア著（2017）『リア王』新潮文庫1783。
- 平文，J・C編譯（1872）『和英語林集成』日本横浜梓行。
- ヘボン，J・C著（2013）『英和語林集成手稿』三省堂復刻版。
- 明治学院（2013）『和英語林集成』初版（平文編譯の1867年日本横浜梓行の復刻版），明治学院。
- 望月洋子（1987）『ヘボンの生涯と日本語』新潮選書，新潮社。
- 横浜開港記念館編（2001）『図説アーネストサトウ―幕末のイギリス外交官―』，有隣堂。